

[事案 29-322] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 9 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰部変形性脊椎症の治療のため、約 2 か月間入院したので、平成 17 年 2 月に契約した医療保険にもとづき、疾病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中の治療内容は、安静、痛み止めの投薬、リハビリおよび物理療法であった。
- (2)入院当初から日常生活動作の制限はなく、自力での歩行が可能であった。
- (3)看護記録には、入院当初から申立人の疼痛が自制内であったことを示す記載がある。
- (4)主治医は、通院による治療が可能であったものの、申立人が入院を希望したため入院させたと述べている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の入院が約款に定める「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。